

(3) 環 境 經 濟

(環境・經濟・消防)

課名	事務事業名	内 容													
産業振興課	相模原商工会議所運営費補助金	事業概要	商工業の育成振興を図るため、経済団体（商工会議所、商工会）の運営事業費の一部を助成する。												
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="645 268 875 308">区 分</th> <th data-bbox="875 268 1106 308">相模原市</th> <th data-bbox="1106 268 1337 308">城山町</th> <th data-bbox="1337 268 1568 308">津久井町</th> <th data-bbox="1568 268 1798 308">相模湖町</th> <th data-bbox="1798 268 2029 308">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="645 308 875 927">事業の内容</td> <td data-bbox="875 308 1106 927"> ○運営事業 ・小規模事業経営支援事業 ・一般会計運営事業 ・産業振興事業 ○臨時的事業 ・商店街団体支援事業 ・産業情報提供事業 ・さがみはら産業ウィーク ・ITわくわくフェア ○特別事業 ・地域振興活性化事業 ・TMO推進事業 </td> <td data-bbox="1106 308 1337 927"> ○職員設置費 ○地域商業振興費 ○地域工業振興費 ○青年部助成金 ○女性部助成金 ○地域資源研究費 ○地域振興ビジョン推進費補助金 </td> <td data-bbox="1337 308 1568 927">津久井町商工会補助金</td> <td data-bbox="1568 308 1798 927">産業振興事業補助金交付要綱による補助金</td> <td data-bbox="1798 308 2029 927">藤野町商工会補助金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	事業の内容	○運営事業 ・小規模事業経営支援事業 ・一般会計運営事業 ・産業振興事業 ○臨時的事業 ・商店街団体支援事業 ・産業情報提供事業 ・さがみはら産業ウィーク ・ITわくわくフェア ○特別事業 ・地域振興活性化事業 ・TMO推進事業	○職員設置費 ○地域商業振興費 ○地域工業振興費 ○青年部助成金 ○女性部助成金 ○地域資源研究費 ○地域振興ビジョン推進費補助金	津久井町商工会補助金	産業振興事業補助金交付要綱による補助金	藤野町商工会補助金
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町								
事業の内容	○運営事業 ・小規模事業経営支援事業 ・一般会計運営事業 ・産業振興事業 ○臨時的事業 ・商店街団体支援事業 ・産業情報提供事業 ・さがみはら産業ウィーク ・ITわくわくフェア ○特別事業 ・地域振興活性化事業 ・TMO推進事業	○職員設置費 ○地域商業振興費 ○地域工業振興費 ○青年部助成金 ○女性部助成金 ○地域資源研究費 ○地域振興ビジョン推進費補助金	津久井町商工会補助金	産業振興事業補助金交付要綱による補助金	藤野町商工会補助金										
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所と商工会との調整。 ・補助金算定基準の調整（職員設置費補助金補助率の調整）。 														

課名	事務事業名	内 容													
産業 振興課	中小企業事業 資金利子補給 金	事業概要	中小企業の事業活動に必要な資金の融資を金融機関と協調して行うことにより、中小企業の健全な発展及び振興を図る。												
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="645 252 875 292">区 分</th> <th data-bbox="875 252 1106 292">相模原市</th> <th data-bbox="1106 252 1337 292">城山町</th> <th data-bbox="1337 252 1568 292">津久井町</th> <th data-bbox="1568 252 1798 292">相模湖町</th> <th data-bbox="1798 252 2029 292">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="645 292 875 1358">制度の内容</td> <td data-bbox="875 292 1106 1358"> 利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を金融機関に対して補給する。 ①通常融資 ・融資利率2.4%以内のうち市負担率1.0%（本人負担1.4%以内） ・対象者及び限度額：小企業者が対象 融資限度額1000万円 ②景気対策特別融資 ・融資利率2.2%以内のうち市負担率1.1%（本人負担1.1%以内） ・対象者及び限度額：最近の決算期の売上高が、過去5年間いずれかの決算期の売上高に比して減少しているなどの要件を満たす中小企業者や中小企業信用保険法第2条第3項に基づく特定中小企業者が対象。 ・融資限度額各々2,000万円（売上減少企業者で500万円以内の運転資金の場合 本人負担0.5%以内、市負担率1.7% なお、特定中小企業者等は運転資金のみ） ③特別融資 ・融資利率2.4%以内のうち市負担率0.6%（本人負担1.8%以内） ・対象者及び限度額：市の指導に沿った公害防止施設等を設置する中小企業者や新製品の研究開発等を行う中小企業者が対象 融資限度額は、所要額の80%を限度とし、各々5,000万円まで。 ④起業支援資金 ・融資利率3.4%以内のうち市負担率1.0%（本人負担2.4%以内） ・対象者及び限度額：「これから創業する個人」又は「創業して1年未満の中小企業者」 ・融資限度額1,000万円（ただし、これから創業する個人については、自己資金と同額まで。） </td> <td data-bbox="1106 292 1337 1358">該当なし</td> <td data-bbox="1337 292 1568 1358"> ○資格 ・中小企業者又は協同組合等で中小企業信用保険法施行令第1条の業種に属する事業を営んでいる方 ・町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでいる方 ・町税等を滞納していない方 ○借入対象 100万円～1,000万円 ○利子補給額 利子の30%以内、限度額は一企業につき年額100,000円（事業の転換又は公共的事業に伴って生じた場合は、50%以内、限度額は一企業につき年額150,000円） ○補給期間 36ヶ月間（償還を開始した時から） ○申請方法 津久井町商工会を經由し申請書を町へ提出 </td> <td data-bbox="1568 292 1798 1358">該当なし</td> <td data-bbox="1798 292 2029 1358"> 町内中小企業者の事業活動の高度化と経営基盤の確立を促進し、健全な発展に資するため、設備資金借入金の利子の一部を補給する。 ○要件 ・中小企業者であり、かつ、中小企業信用保険法施行令第1条の業種に属する事業を営んでいる方 ・町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでいる方 ・町税等を滞納していない方 ○利子補給対象資金 100万～1,000万円 ○利子補給額 ・毎年1月1日から同年12月31日までの間に支払った利子の30%以内とし、1企業につき年額50,000円を限度額とする。ただし、事業の転換又は公共的事業の施工に伴い生じた借り入れに対しては、その利子の50%以内とし、1企業につき年額100,000円を限度額とする。 ○補給期間 36ヶ月間（償還を開始した時から） ○申請方法 藤野町商工会を經由し、申請書を町へ提出 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	制度の内容	利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を金融機関に対して補給する。 ①通常融資 ・融資利率2.4%以内のうち市負担率1.0%（本人負担1.4%以内） ・対象者及び限度額：小企業者が対象 融資限度額1000万円 ②景気対策特別融資 ・融資利率2.2%以内のうち市負担率1.1%（本人負担1.1%以内） ・対象者及び限度額：最近の決算期の売上高が、過去5年間いずれかの決算期の売上高に比して減少しているなどの要件を満たす中小企業者や中小企業信用保険法第2条第3項に基づく特定中小企業者が対象。 ・融資限度額各々2,000万円（売上減少企業者で500万円以内の運転資金の場合 本人負担0.5%以内、市負担率1.7% なお、特定中小企業者等は運転資金のみ） ③特別融資 ・融資利率2.4%以内のうち市負担率0.6%（本人負担1.8%以内） ・対象者及び限度額：市の指導に沿った公害防止施設等を設置する中小企業者や新製品の研究開発等を行う中小企業者が対象 融資限度額は、所要額の80%を限度とし、各々5,000万円まで。 ④起業支援資金 ・融資利率3.4%以内のうち市負担率1.0%（本人負担2.4%以内） ・対象者及び限度額：「これから創業する個人」又は「創業して1年未満の中小企業者」 ・融資限度額1,000万円（ただし、これから創業する個人については、自己資金と同額まで。）	該当なし	○資格 ・中小企業者又は協同組合等で中小企業信用保険法施行令第1条の業種に属する事業を営んでいる方 ・町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでいる方 ・町税等を滞納していない方 ○借入対象 100万円～1,000万円 ○利子補給額 利子の30%以内、限度額は一企業につき年額100,000円（事業の転換又は公共的事業に伴って生じた場合は、50%以内、限度額は一企業につき年額150,000円） ○補給期間 36ヶ月間（償還を開始した時から） ○申請方法 津久井町商工会を經由し申請書を町へ提出	該当なし	町内中小企業者の事業活動の高度化と経営基盤の確立を促進し、健全な発展に資するため、設備資金借入金の利子の一部を補給する。 ○要件 ・中小企業者であり、かつ、中小企業信用保険法施行令第1条の業種に属する事業を営んでいる方 ・町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでいる方 ・町税等を滞納していない方 ○利子補給対象資金 100万～1,000万円 ○利子補給額 ・毎年1月1日から同年12月31日までの間に支払った利子の30%以内とし、1企業につき年額50,000円を限度額とする。ただし、事業の転換又は公共的事業の施工に伴い生じた借り入れに対しては、その利子の50%以内とし、1企業につき年額100,000円を限度額とする。 ○補給期間 36ヶ月間（償還を開始した時から） ○申請方法 藤野町商工会を經由し、申請書を町へ提出
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町								
制度の内容	利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を金融機関に対して補給する。 ①通常融資 ・融資利率2.4%以内のうち市負担率1.0%（本人負担1.4%以内） ・対象者及び限度額：小企業者が対象 融資限度額1000万円 ②景気対策特別融資 ・融資利率2.2%以内のうち市負担率1.1%（本人負担1.1%以内） ・対象者及び限度額：最近の決算期の売上高が、過去5年間いずれかの決算期の売上高に比して減少しているなどの要件を満たす中小企業者や中小企業信用保険法第2条第3項に基づく特定中小企業者が対象。 ・融資限度額各々2,000万円（売上減少企業者で500万円以内の運転資金の場合 本人負担0.5%以内、市負担率1.7% なお、特定中小企業者等は運転資金のみ） ③特別融資 ・融資利率2.4%以内のうち市負担率0.6%（本人負担1.8%以内） ・対象者及び限度額：市の指導に沿った公害防止施設等を設置する中小企業者や新製品の研究開発等を行う中小企業者が対象 融資限度額は、所要額の80%を限度とし、各々5,000万円まで。 ④起業支援資金 ・融資利率3.4%以内のうち市負担率1.0%（本人負担2.4%以内） ・対象者及び限度額：「これから創業する個人」又は「創業して1年未満の中小企業者」 ・融資限度額1,000万円（ただし、これから創業する個人については、自己資金と同額まで。）	該当なし	○資格 ・中小企業者又は協同組合等で中小企業信用保険法施行令第1条の業種に属する事業を営んでいる方 ・町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでいる方 ・町税等を滞納していない方 ○借入対象 100万円～1,000万円 ○利子補給額 利子の30%以内、限度額は一企業につき年額100,000円（事業の転換又は公共的事業に伴って生じた場合は、50%以内、限度額は一企業につき年額150,000円） ○補給期間 36ヶ月間（償還を開始した時から） ○申請方法 津久井町商工会を經由し申請書を町へ提出	該当なし	町内中小企業者の事業活動の高度化と経営基盤の確立を促進し、健全な発展に資するため、設備資金借入金の利子の一部を補給する。 ○要件 ・中小企業者であり、かつ、中小企業信用保険法施行令第1条の業種に属する事業を営んでいる方 ・町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでいる方 ・町税等を滞納していない方 ○利子補給対象資金 100万～1,000万円 ○利子補給額 ・毎年1月1日から同年12月31日までの間に支払った利子の30%以内とし、1企業につき年額50,000円を限度額とする。ただし、事業の転換又は公共的事業の施工に伴い生じた借り入れに対しては、その利子の50%以内とし、1企業につき年額100,000円を限度額とする。 ○補給期間 36ヶ月間（償還を開始した時から） ○申請方法 藤野町商工会を經由し、申請書を町へ提出										
検討を要する事項等	・補助金支給基準の相違。														

課名	事務事業名	内 容						
商業観光課	市観光協会補助金	事業概要	観光関係団体の指導育成を図り、各地区で実施されている地域観光行事の振興に努める。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			名称	相模原市観光協会	城山町観光協会	津久井町観光協会	相模湖町観光協会	藤野町観光協会
			参加団体（者）数	40	89	201	100	54
補助の対象となる事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市営キャンプ場管理運営の受託 ○夏季3大まつり合同ポスターの作成 ○各観光行事への協賛 ○「さがみはら観光だより」の発行（年2回） ○観光写真コンテストの実施 ○観光協会ホームページの開設など 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客入込み調査事業 ○さくらまつり事業補助及び運営 ○灯ろう流し事業 ○菊まつり事業 ○本沢梅園事業 ○他団体事業への参加など 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光行事の実施 ・津久井湖さくらまつりの開催 ・自然観察会イベントの開催 ・津久井湖観光センターまつりの開催 ・「津久井百景」フォトコンテストの実施 ○観光情報の提供及び宣伝の実施 ・各種観光案内提供及び宣伝の実施 ・各種観光案内の実施 ・観光宣伝ビデオの作成 ・観光協会ホームページの運営 ・観光PRチラシ等の作成 ○地区及び部会活動の実施 ・部会活動 ・地区活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○さがみ湖かたくりの郷開園 ○観光PR ○相模湖写生大会 ○相模湖つり大会 ○さがみ湖湖上祭花火大会など 	<ul style="list-style-type: none"> ○親子わかさぎ釣り体験ツアーの開催 ○観光パンフレットの作成 ○各観光行事への協賛 ○観光協会ホームページの管理 ○観光PRなど 			
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会の組織のあり方及び観光協会に対する支援手法の相違。 ・郡組織（津久井郡観光振興対策協議会）と相模原市との調整。 							

課名	事務事業名	内 容													
商業観光課	商店街活性化事業補助金	事業概要	商店街の活性化を図るため、商店街が自ら取り組むソフト事業、空き店舗活用事業、イベント事業に対して助成する。												
		事業比較	<table border="1" data-bbox="645 268 2033 1353"> <thead> <tr> <th data-bbox="645 268 875 308">区 分</th> <th data-bbox="875 268 1106 308">相模原市</th> <th data-bbox="1106 268 1337 308">城山町</th> <th data-bbox="1337 268 1568 308">津久井町</th> <th data-bbox="1568 268 1798 308">相模湖町</th> <th data-bbox="1798 268 2033 308">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="645 308 875 1353">制度の内容</td> <td data-bbox="875 308 1106 1353"> ○商店街ステップアッププラン策定事業 ・「商店街ステップアップ事業」の円滑な実施を図るための計画策定に対して一部助成する。 ・交付先：2団体、補助率：事業費の2/3以内 ○商店街ステップアップ事業 ・商店街が自ら取り組む情報発信事業、リサイクル事業、イベント事業などの商店街の活性化を図る効果が高いソフト事業を実施する経費の一部を助成する。 ・交付先：11団体、補助率：事業費の1/2以内 ○空き店舗活用事業 ・商店街が空き店舗を利用し、不足業種の誘致や休憩所等の共同施設などとして活用する場合に必要な改装費・賃借料に対して一部助成する。 ・交付先：9団体、補助率：事業費の30%以内 ○商店街イベント事業 ・商店街が実施する朝市、祭り、イルミネーションなどのイベント開催経費の一部を助成する。 ・交付先：34団体（51イベント）、補助率：事業費に応じて定額補助 </td> <td data-bbox="1106 308 1337 1353"></td> <td data-bbox="1337 308 1568 1353"></td> <td data-bbox="1568 308 1798 1353">該当なし</td> <td data-bbox="1798 308 2033 1353"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	制度の内容	○商店街ステップアッププラン策定事業 ・「商店街ステップアップ事業」の円滑な実施を図るための計画策定に対して一部助成する。 ・交付先：2団体、補助率：事業費の2/3以内 ○商店街ステップアップ事業 ・商店街が自ら取り組む情報発信事業、リサイクル事業、イベント事業などの商店街の活性化を図る効果が高いソフト事業を実施する経費の一部を助成する。 ・交付先：11団体、補助率：事業費の1/2以内 ○空き店舗活用事業 ・商店街が空き店舗を利用し、不足業種の誘致や休憩所等の共同施設などとして活用する場合に必要な改装費・賃借料に対して一部助成する。 ・交付先：9団体、補助率：事業費の30%以内 ○商店街イベント事業 ・商店街が実施する朝市、祭り、イルミネーションなどのイベント開催経費の一部を助成する。 ・交付先：34団体（51イベント）、補助率：事業費に応じて定額補助			該当なし	
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町								
制度の内容	○商店街ステップアッププラン策定事業 ・「商店街ステップアップ事業」の円滑な実施を図るための計画策定に対して一部助成する。 ・交付先：2団体、補助率：事業費の2/3以内 ○商店街ステップアップ事業 ・商店街が自ら取り組む情報発信事業、リサイクル事業、イベント事業などの商店街の活性化を図る効果が高いソフト事業を実施する経費の一部を助成する。 ・交付先：11団体、補助率：事業費の1/2以内 ○空き店舗活用事業 ・商店街が空き店舗を利用し、不足業種の誘致や休憩所等の共同施設などとして活用する場合に必要な改装費・賃借料に対して一部助成する。 ・交付先：9団体、補助率：事業費の30%以内 ○商店街イベント事業 ・商店街が実施する朝市、祭り、イルミネーションなどのイベント開催経費の一部を助成する。 ・交付先：34団体（51イベント）、補助率：事業費に応じて定額補助			該当なし											
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・商業振興施策の進め方及び商工会議所、商工会との連携を含めた調整。 														

課名	事務事業名	内 容																		
商業観光課	商店街近代化事業補助金	事業概要	商店街の近代化を図るため、商店街街路灯の電気料や共同駐車場の維持費、環境整備事業等に対し助成する。																	
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="645 264 797 304">区 分</th> <th data-bbox="797 264 1106 304">相模原市</th> <th data-bbox="1106 264 1335 304">城山町</th> <th data-bbox="1335 264 1565 304">津久井町</th> <th data-bbox="1565 264 1798 304">相模湖町</th> <th data-bbox="1798 264 2029 304">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="645 304 797 1227">制度の概要</td> <td data-bbox="797 304 1106 1227"> 負担金補助及び交付金 46,142千円 (1) 商店街共同駐車場維持補助金11,029千円 ・ 交付先：8団体、10駐車場 ・ 補助率：賃借料の40%以内 (2) 商店街街路灯電気料補助金21,536千円 ・ 交付先：45団体、2,803基 ・ 補助率：電気料の70%以内 (3) 市営自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金2,000千円 ・ 交付先：中心商業地4商店会 ・ 補助率：事業費の30%以内 (4) 商店街街路灯修繕費補助金2,000千円 ・ 交付先：2商店会 ・ 補助率：事業費の30%以内 (5) 商店街環境整備事業補助金3,150千円 ・ 街路灯：35基 ・ 補助率：事業費の30%以内 (6) 公衆浴場設備整備費補助金1,173千円 ・ 交付先：3浴場の内装整備等 ・ 補助率：事業費の25%以内 (7) 商店街共同駐車場整備補助金5,254千円 ・ 交付先：1団体 ・ 補助率：事業費の40%以内 </td> <td data-bbox="1106 304 1335 1227">該当なし（平成14年度まで商工会補助金には、街路灯管理費として16万円の補助金が含まれていた。平成15年度廃止。）</td> <td data-bbox="1335 304 1565 1227">(1) 目的 商店の買い物客の安全確保と商店繁栄のために、街路灯を設置している組合に対し街路灯の維持管理費の一部を定額30,000円補助。 (2) 平成15年度の事業の内容 ・ 交付団体：2団体 ・ 補助額：60千円</td> <td data-bbox="1565 304 1798 1227">該当なし</td> <td data-bbox="1798 304 2029 1227">該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	制度の概要	負担金補助及び交付金 46,142千円 (1) 商店街共同駐車場維持補助金11,029千円 ・ 交付先：8団体、10駐車場 ・ 補助率：賃借料の40%以内 (2) 商店街街路灯電気料補助金21,536千円 ・ 交付先：45団体、2,803基 ・ 補助率：電気料の70%以内 (3) 市営自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金2,000千円 ・ 交付先：中心商業地4商店会 ・ 補助率：事業費の30%以内 (4) 商店街街路灯修繕費補助金2,000千円 ・ 交付先：2商店会 ・ 補助率：事業費の30%以内 (5) 商店街環境整備事業補助金3,150千円 ・ 街路灯：35基 ・ 補助率：事業費の30%以内 (6) 公衆浴場設備整備費補助金1,173千円 ・ 交付先：3浴場の内装整備等 ・ 補助率：事業費の25%以内 (7) 商店街共同駐車場整備補助金5,254千円 ・ 交付先：1団体 ・ 補助率：事業費の40%以内	該当なし（平成14年度まで商工会補助金には、街路灯管理費として16万円の補助金が含まれていた。平成15年度廃止。）	(1) 目的 商店の買い物客の安全確保と商店繁栄のために、街路灯を設置している組合に対し街路灯の維持管理費の一部を定額30,000円補助。 (2) 平成15年度の事業の内容 ・ 交付団体：2団体 ・ 補助額：60千円	該当なし	該当なし					
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町													
制度の概要	負担金補助及び交付金 46,142千円 (1) 商店街共同駐車場維持補助金11,029千円 ・ 交付先：8団体、10駐車場 ・ 補助率：賃借料の40%以内 (2) 商店街街路灯電気料補助金21,536千円 ・ 交付先：45団体、2,803基 ・ 補助率：電気料の70%以内 (3) 市営自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金2,000千円 ・ 交付先：中心商業地4商店会 ・ 補助率：事業費の30%以内 (4) 商店街街路灯修繕費補助金2,000千円 ・ 交付先：2商店会 ・ 補助率：事業費の30%以内 (5) 商店街環境整備事業補助金3,150千円 ・ 街路灯：35基 ・ 補助率：事業費の30%以内 (6) 公衆浴場設備整備費補助金1,173千円 ・ 交付先：3浴場の内装整備等 ・ 補助率：事業費の25%以内 (7) 商店街共同駐車場整備補助金5,254千円 ・ 交付先：1団体 ・ 補助率：事業費の40%以内	該当なし（平成14年度まで商工会補助金には、街路灯管理費として16万円の補助金が含まれていた。平成15年度廃止。）	(1) 目的 商店の買い物客の安全確保と商店繁栄のために、街路灯を設置している組合に対し街路灯の維持管理費の一部を定額30,000円補助。 (2) 平成15年度の事業の内容 ・ 交付団体：2団体 ・ 補助額：60千円	該当なし	該当なし															
検討を要する事項等	・ 商業振興施策の進め方及び商工会議所、商工会との連携を含めた調整。																			

課名	事務事業名	内 容																		
農政課	認定農業者育成事業	事業概要	平成6年度策定の農業経営基盤強化基本構想を踏まえ、今後農業の中心的役割を担っていく認定農業者の育成のための農業支援策を実施するもの。																	
		事業比較	<table border="1" data-bbox="645 268 2033 1134"> <thead> <tr> <th data-bbox="645 268 875 304">区 分</th> <th data-bbox="875 268 1106 304">相模原市</th> <th data-bbox="1106 268 1337 304">城山町</th> <th data-bbox="1337 268 1568 304">津久井町</th> <th data-bbox="1568 268 1798 304">相模湖町</th> <th data-bbox="1798 268 2033 304">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="645 304 875 1134">事業の内容</td> <td data-bbox="875 304 1106 1134"> (1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（農協営農センター）の設置・運営に係る助成事業。 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金 認定農業者向けに行われているスーパーL資金の地方負担分を県と市で同率で補給する事業。 (3) 農地流動化助成金 認定農業者への利用権設定による農地利用集積への助成金の交付事業。 (4) 認定農業者育成事業 認定農業者の効率的・安定的な農業経営の展開を図るため、資本装備の整備に対して行う助成事業。 </td> <td data-bbox="1106 304 1337 1134"> (1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（郡農協本所）の設置・運営に係る助成事業 </td> <td data-bbox="1337 304 1568 1134"> (1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（農協総合相談課）の設置・運営に係る助成事業 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金 (3) 農地流動化助成金 該当なし (4) 認定農業者育成事業 該当なし (5) 農地流動化推進事業 荒廃地、遊休農地の掘り起こしを行い、解消に向けた取り組みを行う。 </td> <td data-bbox="1568 304 1798 1134"> (1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（津久井郡農協内）の設置・運営に係る助成事業 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金 </td> <td data-bbox="1798 304 2033 1134"> (1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（津久井郡農協内）の設置・運営に係る助成事業 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金 </td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	事業の内容	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（農協営農センター）の設置・運営に係る助成事業。 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金 認定農業者向けに行われているスーパーL資金の地方負担分を県と市で同率で補給する事業。 (3) 農地流動化助成金 認定農業者への利用権設定による農地利用集積への助成金の交付事業。 (4) 認定農業者育成事業 認定農業者の効率的・安定的な農業経営の展開を図るため、資本装備の整備に対して行う助成事業。	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（郡農協本所）の設置・運営に係る助成事業	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（農協総合相談課）の設置・運営に係る助成事業 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金 (3) 農地流動化助成金 該当なし (4) 認定農業者育成事業 該当なし (5) 農地流動化推進事業 荒廃地、遊休農地の掘り起こしを行い、解消に向けた取り組みを行う。	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（津久井郡農協内）の設置・運営に係る助成事業 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（津久井郡農協内）の設置・運営に係る助成事業 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町													
事業の内容	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（農協営農センター）の設置・運営に係る助成事業。 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金 認定農業者向けに行われているスーパーL資金の地方負担分を県と市で同率で補給する事業。 (3) 農地流動化助成金 認定農業者への利用権設定による農地利用集積への助成金の交付事業。 (4) 認定農業者育成事業 認定農業者の効率的・安定的な農業経営の展開を図るため、資本装備の整備に対して行う助成事業。	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（郡農協本所）の設置・運営に係る助成事業	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（農協総合相談課）の設置・運営に係る助成事業 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金 (3) 農地流動化助成金 該当なし (4) 認定農業者育成事業 該当なし (5) 農地流動化推進事業 荒廃地、遊休農地の掘り起こしを行い、解消に向けた取り組みを行う。	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（津久井郡農協内）の設置・運営に係る助成事業 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金	(1) 農業経営改善支援センター設置事業 認定農業者の経営改善計画達成に向けた支援活動等を行う、農業経営改善支援センター（津久井郡農協内）の設置・運営に係る助成事業 (2) 農業経営基盤強化資金利子補給金															
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業の相違。 ・関係団体との調整。 																			

課名	事務事業名	内 容																																						
環境対策課	環境基本条例改正事務・環境基本計画策定（改定）事務	事業概要	自治体の環境保全等への取り組みや施策を実施する際の基礎となるものとして制定、策定、改定を行う。																																					
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境基本条例の制定状況</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td rowspan="5">該当なし</td> </tr> <tr> <td>環境基本条例の制定時期</td> <td>平成8年10月</td> <td>平成12年3月</td> <td>平成14年9月</td> <td>平成14年3月</td> </tr> <tr> <td>環境基本計画の策定状況</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>策定中</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>環境基本計画の策定時期</td> <td>平成13年3月</td> <td>平成14年3月</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成13年度～平成22年度</td> <td>平成14年度～平成22年度（重点施策期間）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	環境基本条例の制定状況	あり	あり	あり	あり	該当なし	環境基本条例の制定時期	平成8年10月	平成12年3月	平成14年9月	平成14年3月	環境基本計画の策定状況	あり	あり	策定中	なし	環境基本計画の策定時期	平成13年3月	平成14年3月	—	—	計画期間	平成13年度～平成22年度	平成14年度～平成22年度（重点施策期間）	—	—					
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																	
		環境基本条例の制定状況	あり	あり	あり	あり	該当なし																																	
環境基本条例の制定時期	平成8年10月	平成12年3月	平成14年9月	平成14年3月																																				
環境基本計画の策定状況	あり	あり	策定中	なし																																				
環境基本計画の策定時期	平成13年3月	平成14年3月	—	—																																				
計画期間	平成13年度～平成22年度	平成14年度～平成22年度（重点施策期間）	—	—																																				
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み状況の相違。 ・各市町の地域性や環境特性を考慮した内容の調整。 																																							
環境対策課	環境審議会経費	事業概要	環境基本法第44条の規定に基づき、各市町における環境の保全に関する基本的事項について各市町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する環境審議会の開催に要する経費。																																					
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境審議会の設置状況</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td rowspan="4">該当なし</td> <td rowspan="4">該当なし</td> </tr> <tr> <td>委員数</td> <td>20名以内</td> <td>15名以内</td> <td>15名以内</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>報酬額</td> <td>12,600円</td> <td>会長7,900円 副会長7,400円 委員6,900円</td> <td>会長8,000円 委員7,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	環境審議会の設置状況	あり	あり	あり	該当なし	該当なし	委員数	20名以内	15名以内	15名以内	任期	2年	2年	2年	報酬額	12,600円	会長7,900円 副会長7,400円 委員6,900円	会長8,000円 委員7,400円													
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																	
		環境審議会の設置状況	あり	あり	あり	該当なし	該当なし																																	
委員数	20名以内	15名以内	15名以内																																					
任期	2年	2年	2年																																					
報酬額	12,600円	会長7,900円 副会長7,400円 委員6,900円	会長8,000円 委員7,400円																																					
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町の地域性や環境特性を考慮した委員の選出の調整。 ・報酬額の相違。 																																							

課名	事務事業名	内 容						
環境保全課	合併処理浄化槽設置補助事業	事業概要	生活排水によって生じる水質汚濁負荷を低減させ、良好な公共用水域環境を保持していくため、補助対象区域に合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付し、設置を促進していく。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			補助制度の状況	あり	あり	あり	あり	あり
			補助額	5人槽 600千円	354千円	354千円	354千円	300千円
		7人槽 770千円	411千円	411千円	411千円	400千円		
		10人槽 1,000千円	519千円	519千円	519千円	550千円		
	検討を要する事項等	・補助金交付額の相違。						
みどり対策課	開発指導要綱の条例化	事業概要	開発行為等指導要綱を条例化し、宅地開発にかかる緑地確保の実効性を高めるとともに、事務の公正性、透明性を確保する。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			条例化の状況	なし	なし	あり	あり	
			条例の名称	—	—	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	
		制定年月日	—	—	平成2年7月4日	平成10年6月10日		
		適用事業	○500㎡以上の敷地で行う開発行為 ○1,000㎡以上の敷地で行う建築行為	500㎡以上の敷地で行われる開発行為	1,000㎡以上の敷地で行われる開発行為	1,000㎡以上の開発行為		
		緑化の基準	○開発事業区域の面積の10%以上の緑地確保を指導 ○市街化調整区域内にあっては20%以上 ○首都圏近郊緑地保全区域内にあっては30%以上	○第一種及び第二種低層住居専用地域：11% ○第一種及び第二種中高層住居専用地域：9% ○第一種及び第二種住居地域：9% ○近隣商業地域：6% ○工業専用地域：13%	○1,000㎡以上3,000㎡未満：用途地域内：5%、用途地域外：10% ○3,000㎡以上10,000㎡未満：用途地域内：10%、用途地域外：20% ○10,000㎡以上：用途地域内：10%、用途地域外：県自然環境保全条例第22条に基づくみどりの協定を準用	○1,000㎡以上3,000㎡未満：用途地域内：5%、用途地域外：10% ○3,000㎡以上用途地域内：10%、用途地域外：20%	該当なし	
	検討を要する事項等	・適用面積、緑地率などの基準の相違。 ・用途地域をはじめ、都市計画そのものの相違。						

課名	事務事業名	内 容						
公園課	開発等事業における公園設置指導	事業概要	都市計画法、各市町の条例及び指導要綱に基づき、開発行為による都市公園の寄付若しくは帰属を受けるもの。					
		事業比較	区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			根拠条例等	相模原市開発行為等指導要綱	城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	藤野町開発行為指導要綱等
公園設置基準	<p>①0.3ha未満の公園面積の割合 住宅：9㎡から6%までの自主管理広場 住宅以外：公園を求めている。面積：9㎡以上</p> <p>②0.3ha以上5ha未満の公園面積の割合 住宅：3%～6% 住宅以外：公園を求めている。面積：90㎡以上</p> <p>③5ha以上20ha未満の公園面積の割合 住宅：3%～6% 住宅以外：3%の公園、緑地又は広場。面積は300㎡以上</p> <p>④20ha以上の公園面積の割合 住宅：3%～6% 住宅以外：3%の公園、緑地又は広場。面積は300㎡以上</p>	<p>指導内容 開発者は、住宅建設を目的とした開発行為で開発規模が3,000㎡以上となる場合は、開発規模の3%以上又は計画人口に3㎡を乗じた面積以上のうち大きい方の面積の公園を設置しなければならない。 なお、計画人口は、一般住宅の場合で1戸あたり3人とし、ワンルーム形式集合建築物の場合は、1戸あたり1人とする。</p>	<p>①宅地、戸建住宅を目的とした開発行為で開発規模が3,000㎡以上の場合は、開発敷地面積の3%以上</p> <p>②中高層住宅を目的とした住戸数15戸以上の開発行為の場合は規則の定める計算式による。ただし、開発区域面積の6%を超えないものとする。</p> <p>③開発区域面積が5ha以上20ha未満の場合は、1,000㎡以上の公園を1箇所設けること。</p> <p>④開発区域面積が20ha以上の場合は、1,000㎡以上の公園を2箇所以上設けること。</p>	<p>①0.3ha以上1ha未満 公園面積の割合：3% 1箇所の公園面積：90㎡以上</p> <p>②1ha以上5ha未満 公園面積の割合：3% 1箇所の公園面積：150㎡以上</p> <p>③5ha以上20ha未満 公園面積の割合：3% 1箇所の公園面積：300㎡以上。ただし、1,000㎡以上が1箇所以上あること。</p> <p>④20ha以上 公園面積の割合：3% 1箇所の公園面積：300㎡。ただし、1,000㎡以上が2箇所以上あること。</p>	<p>①0.3ha以上1ha未満 公園面積の割合：3% 1箇所の公園面積：90㎡以上</p> <p>②1ha以上5ha未満 公園面積の割合：3% 1箇所の公園面積：150㎡以上</p> <p>③5ha以上20ha未満 公園面積の割合：3% 1箇所の公園面積：300㎡以上</p> <p>④20ha以上 公園面積の割合：3% 1箇所の公園面積：300㎡以上</p>			
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・指導基準根拠の相違。 ・公園設置基準の相違。 							

課名	事務事業名	内 容						
ごみ減量推進課	一般事務費ごみ減量推進課分（ごみの出し方パンフレット）	事業概要	ごみと資源の日程・出し方を住民に周知するため、パンフレット等を作成し、全戸に配布する。					
		事業比較	相模原市		津久井郡広域行政組合			
		区 分	相模原市		津久井郡広域行政組合			
		内 容	○ごみと資源の日程・出し方パンフレット（世帯配布用） 250,000部 ○ごみ減量等活動の手引き（廃棄物減量等推進員等用） 10,000部		○ごみの分け方・出し方マニュアルの発行（新規転入用） 3,000部 ○ごみカレンダーの発行（全戸配布） 27,000部			
		検討を要する事項等	・制度が異なる地域への周知方法等の調整。					
ごみ減量推進課	集団資源回収事業	事業概要	市内の地域団体が自主的に行っている資源回収を定例・定着化させ、ごみの減量化と資源の有効利用を図る。ものを大切にすることを育て、会員の親睦を深めたり、地域のコミュニティづくりに役立てる。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			登録団体数	370団体	15団体	94団体	14団体	11団体
			登録業者数	34業者	なし	なし	なし	なし
			奨励金単価	4.0円/kg（子ども会等、市長が特に必要と認める団体は4.5円）	定額：2,500円 重量物：6円/kg ビン類：6円/本 「平成15年度事業内容」	定額：2,500円 重量物：6円/kg ビン類：6円/本	定額：2,500円 重量物：6円/kg ビン類：6円/本	定額：2,500円 重量物：6円/kg ビン類：6円/本
	補助金単価	4.6円/kg（相模原環境・資源リサイクル協同組合及び相模原資源リサイクル協議会へ交付）	なし	なし	なし	なし		
	回収量（平成14年度実績）	7,374 t	390 t 8,450本	771 t	176 t 15,833本	102 t		
		検討を要する事項等	・奨励金の単価、補助金の単価、制限制度の相違。					

課名	事務事業名	内 容			
ごみ減量推進課	資源分別回収事業	事業概要	ごみ（一般ごみ）の中に含まれるびん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光管等を分別回収することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化を図る。		
		事業比較	区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合
			内容	市民（自治会）と、資源回収事業協会が協定を結び資源分別回収を行い、市は自治会に奨励金、資源回収事業協会に補助金を交付するなど側面から支援を行う。 ペットボトル・白色トレイについては、市が直接、拠点方式で回収している。	津久井郡広域行政組合の直営により資源分別回収を行っている。
			資源分別奨励金	市自治会連合会：810千円 地区自治会連合会：44,550千円	—
資源分別補助金	相模原資源回収事業協会：15.9円/kg		—		
回収量（平成14年度実績）	びん・かん金物・紙・布：33,175.75トン 廃蛍光管等：34.74t ペットボトル：595.12t 白色トレイ：13.62t	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、布類：2,117t（内収集1,780t） ペットボトル：155.51t びん（無色）：53.96t （茶色）：98.94t （その他の色）：45.82t			
検討を要する事項等	・回収品目、方法、奨励金など制度の相違。				

※ 相模原市は、ペットボトル、白色トレイは、別事業で拠点（店頭）方式で実施している。

課名	事務事業名	内 容																								
ごみ減量推進課	ペットボトル・白色トレイ回収事業	事業概要	家庭から排出されるプラスチック製容器包装のリサイクルを推進するため、ペットボトル及び白色トレイの分別回収を実施し、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化を図る。																							
		事業比較	<table border="1" data-bbox="645 336 2033 775"> <thead> <tr> <th data-bbox="645 336 875 376">区 分</th> <th data-bbox="875 336 1451 376">相模原市</th> <th data-bbox="1451 336 2033 376">津久井郡広域行政組合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="645 376 875 555">内容</td> <td data-bbox="875 376 1451 555">公共施設や、市内のスーパー・コンビニエンスストア等小売店の協力を得て、拠点（店頭）回収方式によりペットボトル及び白色トレイの回収を実施。</td> <td data-bbox="1451 376 2033 555">ペットボトルについては、不燃ごみの収集区分において、週1回の回収（ステーション方式）を実施。白色トレイについては、可燃ごみとして収集。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 555 875 595">収集業務</td> <td data-bbox="875 555 1451 595">直営</td> <td data-bbox="1451 555 2033 595">直営</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 595 875 635">再商品化業務</td> <td data-bbox="875 595 1451 635">民間委託</td> <td data-bbox="1451 595 2033 635">民間委託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 635 875 675">委託単価</td> <td data-bbox="875 635 1451 675">ペットボトル63円/kg 白色トレイ105円/kg</td> <td data-bbox="1451 635 2033 675">ペットボトル50.92円/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 675 875 715">回収量</td> <td data-bbox="875 675 1451 715">ペットボトル580t 白色トレイ15t</td> <td data-bbox="1451 675 2033 715">ペットボトル200t</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 715 875 775">拠点数</td> <td data-bbox="875 715 1451 775">ペットボトル283か所 白色トレイ77か所</td> <td data-bbox="1451 715 2033 775">ステーション数1,966か所</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合	内容	公共施設や、市内のスーパー・コンビニエンスストア等小売店の協力を得て、拠点（店頭）回収方式によりペットボトル及び白色トレイの回収を実施。	ペットボトルについては、不燃ごみの収集区分において、週1回の回収（ステーション方式）を実施。白色トレイについては、可燃ごみとして収集。	収集業務	直営	直営	再商品化業務	民間委託	民間委託	委託単価	ペットボトル63円/kg 白色トレイ105円/kg	ペットボトル50.92円/kg	回収量	ペットボトル580t 白色トレイ15t	ペットボトル200t	拠点数	ペットボトル283か所 白色トレイ77か所	ステーション数1,966か所
		区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合																						
		内容	公共施設や、市内のスーパー・コンビニエンスストア等小売店の協力を得て、拠点（店頭）回収方式によりペットボトル及び白色トレイの回収を実施。	ペットボトルについては、不燃ごみの収集区分において、週1回の回収（ステーション方式）を実施。白色トレイについては、可燃ごみとして収集。																						
収集業務	直営	直営																								
再商品化業務	民間委託	民間委託																								
委託単価	ペットボトル63円/kg 白色トレイ105円/kg	ペットボトル50.92円/kg																								
回収量	ペットボトル580t 白色トレイ15t	ペットボトル200t																								
拠点数	ペットボトル283か所 白色トレイ77か所	ステーション数1,966か所																								
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・回収方法などの相違。 																									

課名	事務事業名	内 容						
ごみ減量推進課	生ごみ処理容器助成事業	事業概要	家庭から排出される生ごみの減量化・資源化対策として、消滅、堆肥化若しくは減容化する処理容器を購入し設置する者に対して、その費用を助成する。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			対 象	市内に居住し、容器を適正に維持管理できる者が市内の販売店で購入すること。	本町に住所を有し現に居住している世帯。	町内に住所を有し、堆肥化物を適正に処理でき、容器及び器具を適正に維持管理できる者。 (当該事業は平成15年度をもって廃止予定。)	町内に居住し、容器を適正に維持管理でき、堆肥化されたものを自己処理できる者。	本町に住所を有する者で、現に居住している世帯主。
			対象容器	消滅・堆肥化・減容化する家庭用の2千円を超える生ごみ処理容器	生ごみ処理器又は電動式生ごみ処理機	土中の微生物の活動を利用して分解、減量、堆肥化する容器及び電気等の動力及び微生物の働きにより生ごみを分解、減量、堆肥化する器具であり、かつ、次の要件を満たしていること ①材質が耐水性及び耐久性を満たしていること ②臭気等の発散及び雨水等の流入を防止するための蓋がついていること ③設置方法、使用方法等についての十分な説明書が添付され、不明な点についての問い合わせ先が明示されていること	消滅・堆肥化・減容化する家庭用の2千円を超える生ごみ処理容器	生ごみ処理器又は電動式生ごみ処理機
			助成額	購入金額の2分の1(百円未満切り捨て)、3万円を限度とし、1世帯に1台(コンポスト化容器は2台まで)	○購入金額の2分の1(千円未満切り捨て) ○生ごみ処理器(限度額5,000円・1世帯に2基まで) ○電動式生ごみ処理機(限度額30,000円・助成交付後5年間を経過するまで助成を受けられない。)	○コンポスト化容器 購入金額の2分の1以内(上限4,500円)1世帯に3基まで ○電気式生ごみ処理機 購入金額の2分の1以内(上限30,000円)1世帯に1基まで	購入金額の2分の1(百円未満切り捨て)、電動2万円、コンポスト3千円を限度とし、1世帯に1台	購入金額の3分の2(百円未満切り捨て)、6,000円を限度(電動式は4万円)とし、1世帯に1台(コンポスト化容器は2台まで)
			申請者数	281人	29人	37人	8人	24人
			助成台数	285台 (電動206台、コンポスト79台)	22基 (電動20基、コンポスト2基)	39基 (コンポスト化容器12基、電気式27基)	8台 (電動6台、コンポスト2台)	24台 (電動13台、コンポスト11台)
			助成金額	6,045,400円 (執行率 56%)	570,000円 (執行率 92%)	806,922円 (執行率 85%)	125,992円 (執行率 40%)	569,000円 (執行率 79%)
			※申請者数、助成台数、助成金額については平成14年度実績					
		検討を要する事項等	・助成制度(助成額、助成制限)の相違。					

課名	事務事業名	内 容			
ごみ減量推進課	粗大ごみ戸別収集事業	事業概要	粗大ごみの戸別収集。		
		事業比較	区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合
			内容	市民から申し込みのあった粗大ごみを、戸別に随時収集・処分する。	町民から申し込みのあった粗大ごみを戸別に随時津久井郡広域行政組合が収集・処分する。
			収集方法	随時、戸別収集（有料予約制）	随時、戸別収集（有料予約制）
収集量	2,294 t		122 t		
申込件数	71,978件		1,486件		
収集件数	68,402件		1,486件		
※ 収集量、申込件数、収集件数については、平成14年度の実績					
	検討を要する事項等	・処分費など制度に関する相違。			
ごみ減量推進課	粗大ごみ処理手数料（随時）	事業概要	粗大ごみの収集、運搬、処分。		
		事業比較	区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合
			収集方法等	戸別収集・直接搬入	戸別収集・直接搬入
			処理手数料	①直接搬入 搬入1回につき120円（搬入量が10kgを超えるときは、超える部分について10kgにつき120円） 家電4品目：1台につき1,000円 ②戸別収集 1kgにつき25円を基準として品目別に規則で定める額（1個200円～1,500円） 家電4品目：1台につき1,500円 ※手数料は粗大ごみ収集シールの販売枚数	①直接搬入（税別） 家電4品目：1,000円/1台 オートバイ（50cc未満）：1,000円/台 タイヤ（乗用車）：500円/本 上記のほかは無料 ②戸別収集（税別） 粗大ごみ：500円/1品目 家電4品目：1,500円/1台 オートバイ（50cc未満）：1,500円/台 タイヤ（乗用車）：1,000円/本
検討を要する事項等	・収集品目、処理手数料等の相違。				

課名	事務事業名	内 容						
ごみ減量推進課	不法投棄対策事業	事業概要	美化意識の啓発のため不法投棄防止看板の配布、不法投棄物へ警告シールの貼付のほか、未然防止対策として夜間パトロールの実施や監視カメラの設置など不法投棄対策を総合的に推進する。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
		事業の内容	①看板、バリエードの配布 ②夜間パトロールの実施 ③不法投棄監視カメラの設置 ④不法投棄物の撤去等	①不法投棄夜間パトロールの実施 ②不法投棄物の撤去	①不法投棄パトロールの実施 ②不法投棄物の撤去 ③看板の設置、配布 ④不法投棄防止用フェンス設置の奨励	①看板の設置 ②不法投棄物の撤去等 ③不法投棄パトロールの実施 ④不法投棄防止用フェンスの設置	①看板の配布、設置 ②不法投棄物の撤去 ③不法投棄防止用フェンス設置 ④パトロールの実施	
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方法の相違。 ・不法投棄の実情の相違。 							
清掃施設課	公衆トイレ維持管理費	事業概要	公衆トイレの維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、駅前広場等利用者の利便に供する。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
		設置数	15箇所			10箇所	6箇所	
内容	公衆トイレ（15箇所）の清掃について、公益法人であるシルバー人材センター及びみちの協会へ業務委託（清掃回数1日/1回）	該当なし	該当なし	公衆トイレ（10箇所）の清掃については、（財）相模湖周辺環境整備公社へ業務委託（清掃回数週/1回、月2～3回）	公衆トイレ6箇所のうち、3箇所が業者委託、2箇所が近隣住民に依頼、1箇所が自治会で管理をしている			
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃の回数の相違などによる業務委託の内容の調整。 							

課名	事務事業名	内 容			
相模台収集事務所	し尿処理手数料	事業概要	し尿収集に係る処理手数料。		
		事業比較	区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合
			処理手数料の額	①基本料金 便槽1箇所1回につき100円 ②加算料金 ○生活系（人員によるもの） 世帯人員1人あたり120円/月 ○生活系（従量によるもの） 収集量36リットルにつき120円 ○事業系 収集量36リットルにつき180円	①定額制（税別） ・世帯割（1世帯当たり月額）：120円 ・人頭割（1人当たり月額）：310円 ・追加回数（1回につき）：800円 ②従量制（税別）（40リットル当たり）：340円 ※定額制は、従量制の適用を受けない場合の取扱区分とし、従量制は多量の水を使用する便所を設置する世帯及び事務所、事業所その他これらに類するもの又は大雨等により便槽に多量の水が流入した世帯その他組合長が人員を認定することが困難な世帯等又は認定した人員とそれから排出される量とが著しく実情に合わないと思われる世帯から排出されるし尿を処理する場合の取扱区分とする。 ※追加回数とは、定額制の適用を受ける世帯等に対し、同一の月において1回を超える処理を行った場合における当該1回を超える回数をいう。
		処理手数料の納付	①定期収集 3か月ごと（4月、7月、10月、1月）に納入通知書を発送 ②臨時収集 作業した翌月に納入通知書を発送	3か月ごと（6月、9月、12月、3月）に納入通知書を発送	
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・処理手数料の額の相違。 ・処理手数料の納付時期の相違。 				

課名	事務事業名	内 容			
相模台 収集事務所	浄化槽汚泥処理手数料	事業概要	浄化槽汚泥収集に係る処理手数料。		
		事業比較	区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合
			収集形態	行政による清掃	各町（構成4町）の許可
			処理手数料の額	①基本料金 浄化槽1基1回につき600円 ②加算料金 ○生活系の場合 収集量36リットルにつき120円 ○事業系の場合 収集量36リットルにつき180円	各町が標準清掃料金を定めている。
処理手数料の納付	作業した翌月に納入通知書を発送	許可業者と住民の直接現金取引			
	検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・収集形態の相違。 ・処理手数料の額、納付方法の相違。 			
南清掃工場	ごみ処理手数料（随時）	事業概要	随時搬入一般廃棄物の処理。		
		事業比較	区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合
			手数料の額	①生活系一般廃棄物に係る処理手数料の額 ○一時に搬入する量が100kg未満：無料 ○一時に搬入する量が100kg以上：搬入総量に対し10kgにつき120円 ②事業系一般廃棄物に係る処理手数料の額の合計額 ○基本料金：搬入1回につき180円 ○加算料金：搬入量が10kgを超えるときは超える部分について10kgにつき180円	①生活系一般廃棄物に係る処理手数料の額 無料 ②事業系一般廃棄物に係る処理手数料の額 ○直接搬入の場合：1kgにつき20円（税別） ○組合収集の場合：1kgにつき36円（税別）
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の額の相違。 				

課名	事務事業名	内 容												
南 清 掃 工 場	一般廃棄物最終処分場	事業概要	一般廃棄物最終処分場の運営、維持管理、維持補修を行い、適正かつ衛生的、安定的な埋立処理を行う。											
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>津久井郡広域行政組合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設規模</td> <td> ①面積：98,379.9㎡ ②全体容量：1,080,000㎡（覆土を含まない） ③残余容量：481,994㎡（覆土を含まない。平成14年度末現在値） ④使用開始年月：昭和54年4月 </td> <td>県外へ委託</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合	施設規模	①面積：98,379.9㎡ ②全体容量：1,080,000㎡（覆土を含まない） ③残余容量：481,994㎡（覆土を含まない。平成14年度末現在値） ④使用開始年月：昭和54年4月	県外へ委託					
		区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合										
施設規模	①面積：98,379.9㎡ ②全体容量：1,080,000㎡（覆土を含まない） ③残余容量：481,994㎡（覆土を含まない。平成14年度末現在値） ④使用開始年月：昭和54年4月	県外へ委託												
検討を要する事項等	・最終処分の方法の相違。													
北 清 掃 工 場	焼却施設の維持管理（動物死体処理）	事業概要	一般廃棄物に係わる小動物の死体について、適正かつ衛生的な処理を行う。											
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>津久井郡広域行政組合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td> ①直接搬入 ②収集委託（路上死体に限る。） ③施設規模 ○処理能力：100kg/回 ○焼却炉型式：傾斜炉床ほか </td> <td> ①直接搬入 ②路上の死体については、各町で収集委託 ③施設規模 一般廃棄物としてごみ焼却炉で焼却 </td> </tr> <tr> <td>処理手数料の額</td> <td>無料</td> <td>動物の死体：500円/1体（税別）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合	内容	①直接搬入 ②収集委託（路上死体に限る。） ③施設規模 ○処理能力：100kg/回 ○焼却炉型式：傾斜炉床ほか	①直接搬入 ②路上の死体については、各町で収集委託 ③施設規模 一般廃棄物としてごみ焼却炉で焼却	処理手数料の額	無料	動物の死体：500円/1体（税別）		
		区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合										
内容	①直接搬入 ②収集委託（路上死体に限る。） ③施設規模 ○処理能力：100kg/回 ○焼却炉型式：傾斜炉床ほか	①直接搬入 ②路上の死体については、各町で収集委託 ③施設規模 一般廃棄物としてごみ焼却炉で焼却												
処理手数料の額	無料	動物の死体：500円/1体（税別）												
検討を要する事項等	・処理手数料の相違。													

課名	事務事業名	内 容																																																					
農業委員会事務局	農業委員会運営費	事業概要	農業委員会の委員に関する経費。																																																				
		事業比較	<p>委員数の状況（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選 挙</td> <td>20 (20)</td> <td>8 (11)</td> <td>16 (16)</td> <td>9 (10)</td> <td>11 (11)</td> <td>64 (68)</td> </tr> <tr> <td>選 任</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>11</td> <td>22</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は定数 ・選任委員は農業委員会に関する法律第12条の規定によるため、現委員数の記載とします。</p> <p>委員年間報酬の状況（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 長</td> <td>1,032,000</td> <td>186,000</td> <td>258,000</td> <td>172,000</td> <td>175,400</td> </tr> <tr> <td>職務代理人</td> <td>678,000</td> <td>157,000</td> <td>223,000</td> <td>144,000</td> <td>145,800</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>570,000</td> <td>150,000</td> <td>215,000</td> <td>138,000</td> <td>137,700</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	合 計	選 挙	20 (20)	8 (11)	16 (16)	9 (10)	11 (11)	64 (68)	選 任	4	3	6	5	2	20	計	24	11	22	14	13	84	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	会 長	1,032,000	186,000	258,000	172,000	175,400	職務代理人	678,000	157,000	223,000	144,000	145,800	一 般	570,000	150,000	215,000	138,000	137,700
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	合 計																																															
選 挙	20 (20)	8 (11)	16 (16)	9 (10)	11 (11)	64 (68)																																																	
選 任	4	3	6	5	2	20																																																	
計	24	11	22	14	13	84																																																	
区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																		
会 長	1,032,000	186,000	258,000	172,000	175,400																																																		
職務代理人	678,000	157,000	223,000	144,000	145,800																																																		
一 般	570,000	150,000	215,000	138,000	137,700																																																		
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の設置数、委員定数、委員報酬の相違。 ・事務局体制の調整。 																																																						

課名	事務事業名	内 容						
消防総務課	消防団長等報酬	事業概要	消防団員の報酬を支給する。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			団長	1人×115,500円 =115,500円	1人×141,000円 =141,000円	1人×149,000円 =149,000円	1人×136,000円 =136,000円	1人×135,600円 =135,600円
			副団長	2人×89,400円 =178,800円	2人×98,000円 =196,000円	2人×105,500円 =211,000円	2人×92,000円 =184,000円	2人×89,700円 =179,400円
分団長	9人×73,200円 =658,800円	4人×84,000円 =336,000円	8人×99,400円 =795,200円	4人×76,000円 =304,000円	7人×74,400円 =520,800円			
副分団長	18人×56,100円 =1,009,800円	4人×58,000円 =232,000円	16人×51,200円 =819,200円	4人×52,000円 =208,000円	14人×47,900円 =670,600円			
部長	56人×46,800円 =2,620,800円	8人×53,000円 =424,000円	29人×47,000円 =1,363,000円	19人×33,000円 =627,000円	25人×35,700円 =892,500円			
副部長	56人×38,000円 =2,128,000円	—	—	33人×26,000円 =858,000円	22人×28,500円 =627,000円			
班長、団員	620人×35,000円 =21,700,000円	班長 36人×29,000円 =1,044,000円 団員 108人×27,000円 =2,916,000円	班長 80人×28,700円 =2,296,000円 団員 262人×26,600円 =6,969,200円	84人×24,000円 =2,016,000円	班長 75人×24,400円 =1,830,000円 団員 156人×22,400円 =3,494,400円			
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・階級単価の相違。 ・階級の相違。 ・消防団活動基準（災害出場基準）の相違。 							

課名	事務事業名	内 容																			
消防本部防災課	防災資機材整備費	事業概要	災害時における、住民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図る。																		
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="645 240 875 280">区 分</th> <th data-bbox="875 240 1106 280">相模原市</th> <th data-bbox="1106 240 1337 280">城山町</th> <th data-bbox="1337 240 1568 280">津久井町</th> <th data-bbox="1568 240 1798 280">相模湖町</th> <th data-bbox="1798 240 2029 280">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="645 280 875 767">平成15年度の事業の内容</td> <td data-bbox="875 280 1106 767">相模原市地域防災計画での被害想定（避難所収容者数35,000人）及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に備蓄目標を設定し、市内80箇所の避難所倉庫、21箇所の広域避難場所対応倉庫及び8箇所の一般備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</td> <td data-bbox="1106 280 1337 767">災害時における町民のための食糧、生活資機材等の整備充実を図る。</td> <td data-bbox="1337 280 1568 767">13箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</td> <td data-bbox="1568 280 1798 767">町内に5箇所ある備蓄倉庫に町民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図っていく。今年度は昨年に引き続き、災害用組立トイレを整備する。</td> <td data-bbox="1798 280 2029 767">年毎5箇所ずつの防災倉庫に資機材及び備蓄物品を整備する。 ・備蓄食糧 ・備蓄用タオル ・非常用飲料水袋 ・ピューラックス ・折り畳みリアカー ・ワンタッチトイレ ・敷シート ・給水タンク（1t）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="645 767 875 1342">平成14年度の事業結果</td> <td data-bbox="875 767 1106 1342">相模原市地域防災計画での被害想定（避難所収容者数35,000人）及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に備蓄目標を設定し、市内80箇所の避難所倉庫、21箇所の広域避難場所対応倉庫及び7箇所の一般備蓄倉庫への備蓄を行った。（食料更新、仮設トイレ、毛布、食器セット等）</td> <td data-bbox="1106 767 1337 1342">災害時における町民のための食糧、生活資機材等の整備充実を図る。</td> <td data-bbox="1337 767 1568 1342">12箇所の備蓄倉庫への備蓄を行った。（サバイバルフード3,000食、保存用おかゆ1,100食、真空パック毛布120枚、かまどセット2組、発電機2台、折畳式リヤカー4台、油圧ジャッキ4基、可搬式ウィンチ4基他）</td> <td data-bbox="1568 767 1798 1342">町内に5箇所ある備蓄倉庫に町民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図っていく。今年度は昨年に引き続き、災害用組立トイレを2台整備済み。</td> <td data-bbox="1798 767 2029 1342">上記と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	平成15年度の事業の内容	相模原市地域防災計画での被害想定（避難所収容者数35,000人）及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に備蓄目標を設定し、市内80箇所の避難所倉庫、21箇所の広域避難場所対応倉庫及び8箇所の一般備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。	災害時における町民のための食糧、生活資機材等の整備充実を図る。	13箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。	町内に5箇所ある備蓄倉庫に町民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図っていく。今年度は昨年に引き続き、災害用組立トイレを整備する。	年毎5箇所ずつの防災倉庫に資機材及び備蓄物品を整備する。 ・備蓄食糧 ・備蓄用タオル ・非常用飲料水袋 ・ピューラックス ・折り畳みリアカー ・ワンタッチトイレ ・敷シート ・給水タンク（1t）	平成14年度の事業結果	相模原市地域防災計画での被害想定（避難所収容者数35,000人）及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に備蓄目標を設定し、市内80箇所の避難所倉庫、21箇所の広域避難場所対応倉庫及び7箇所の一般備蓄倉庫への備蓄を行った。（食料更新、仮設トイレ、毛布、食器セット等）	災害時における町民のための食糧、生活資機材等の整備充実を図る。	12箇所の備蓄倉庫への備蓄を行った。（サバイバルフード3,000食、保存用おかゆ1,100食、真空パック毛布120枚、かまどセット2組、発電機2台、折畳式リヤカー4台、油圧ジャッキ4基、可搬式ウィンチ4基他）	町内に5箇所ある備蓄倉庫に町民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図っていく。今年度は昨年に引き続き、災害用組立トイレを2台整備済み。	上記と同じ
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町														
		平成15年度の事業の内容	相模原市地域防災計画での被害想定（避難所収容者数35,000人）及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に備蓄目標を設定し、市内80箇所の避難所倉庫、21箇所の広域避難場所対応倉庫及び8箇所の一般備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。	災害時における町民のための食糧、生活資機材等の整備充実を図る。	13箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。	町内に5箇所ある備蓄倉庫に町民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図っていく。今年度は昨年に引き続き、災害用組立トイレを整備する。	年毎5箇所ずつの防災倉庫に資機材及び備蓄物品を整備する。 ・備蓄食糧 ・備蓄用タオル ・非常用飲料水袋 ・ピューラックス ・折り畳みリアカー ・ワンタッチトイレ ・敷シート ・給水タンク（1t）														
平成14年度の事業結果	相模原市地域防災計画での被害想定（避難所収容者数35,000人）及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に備蓄目標を設定し、市内80箇所の避難所倉庫、21箇所の広域避難場所対応倉庫及び7箇所の一般備蓄倉庫への備蓄を行った。（食料更新、仮設トイレ、毛布、食器セット等）	災害時における町民のための食糧、生活資機材等の整備充実を図る。	12箇所の備蓄倉庫への備蓄を行った。（サバイバルフード3,000食、保存用おかゆ1,100食、真空パック毛布120枚、かまどセット2組、発電機2台、折畳式リヤカー4台、油圧ジャッキ4基、可搬式ウィンチ4基他）	町内に5箇所ある備蓄倉庫に町民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図っていく。今年度は昨年に引き続き、災害用組立トイレを2台整備済み。	上記と同じ																
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定との相違。 ・備蓄計画（目標）との相違。 ・各地域防災計画における位置付け等の調整。 																				

課名	事務事業名	内 容																		
消防本部 防災課	自主防災組織 活動助成費	事業概要	自主防災組織活動基本計画に基づき、防災行動力を持つ自主防災組織の編成、防災リーダーの育成、支援体制の整備等を推進する。																	
		事業比較	<table border="1" data-bbox="645 277 2033 1267"> <thead> <tr> <th data-bbox="645 277 875 309">区 分</th> <th data-bbox="875 277 1106 309">相模原市</th> <th data-bbox="1106 277 1337 309">城山町</th> <th data-bbox="1337 277 1568 309">津久井町</th> <th data-bbox="1568 277 1798 309">相模湖町</th> <th data-bbox="1798 277 2033 309">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="645 309 875 1267">事業の内容</td> <td data-bbox="875 309 1106 1267"> ①自主防災組織編成時助成物品 新たに自主防災組織を編成した場合の助成金を現物配付する。 ②市自主防災組織連絡協議会活動用消耗品 連絡協議会役員・理事活動用装備品（上下服・帽子） 防災専門員活動用装備品（ジャンパー、半袖作業服、アポロキャップ、ヘルメット） 事務用品消耗品 ③自主防災組織訓練指導業務委託（社団法人 相模原市防災協会） 自主防災組織が実施する防災訓練に係る資機材搬送、訓練指導、リーダー研修準備等を委託。 ④自主防災組織災害活動用機材セット（発電機、投光器、チェーンソー、災害救助工具セット） 自主防災組織が災害時に活用できる比較的大型の救助機材を市立小・中学校の避難所倉庫に整備する。 ⑤訓練指導用機材セット 自主防災組織への訓練用指導機材として、チェーンソーを消防署々へ配置する。 ⑥自主防災組織活動助成金 防災訓練、啓発活動及び防災資機材の購入等を行った場合、世帯数による限度額の範囲内で2分の1の補助金を助成する。 </td> <td data-bbox="1106 309 1337 1267"> ①自主防災組織活動助成金 12自主防災組織の防災活動、防災体制の支援を行うため、助成金を交付する。 均等割り （50,000円） +世帯割（世帯×40円） </td> <td data-bbox="1337 309 1568 1267"> ①助成金均等割額 10,000円×59自主防災組織世帯割額 50円×9,800世帯 メイン会場加算額 15,000円×8箇所 ②補助金 防災資機材の購入等、限度額の範囲内で3分の2の補助を行う。 </td> <td data-bbox="1568 309 1798 1267"> ①自主防災組織設立時器材支給 ②既設自主防災組織への活動費助成 </td> <td data-bbox="1798 309 2033 1267"> ①自主防災組織新設組織助成 新たに自主防災組織を編成した場合の助成をする。（上限30,000円） ②自主防災組織器材整備助成 器材整備に係る実費を助成する。（上限100,000円） ③自主防災組織研修助成 研修に係るバス借上料を助成する。（上限30,000円） </td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	事業の内容	①自主防災組織編成時助成物品 新たに自主防災組織を編成した場合の助成金を現物配付する。 ②市自主防災組織連絡協議会活動用消耗品 連絡協議会役員・理事活動用装備品（上下服・帽子） 防災専門員活動用装備品（ジャンパー、半袖作業服、アポロキャップ、ヘルメット） 事務用品消耗品 ③自主防災組織訓練指導業務委託（社団法人 相模原市防災協会） 自主防災組織が実施する防災訓練に係る資機材搬送、訓練指導、リーダー研修準備等を委託。 ④自主防災組織災害活動用機材セット（発電機、投光器、チェーンソー、災害救助工具セット） 自主防災組織が災害時に活用できる比較的大型の救助機材を市立小・中学校の避難所倉庫に整備する。 ⑤訓練指導用機材セット 自主防災組織への訓練用指導機材として、チェーンソーを消防署々へ配置する。 ⑥自主防災組織活動助成金 防災訓練、啓発活動及び防災資機材の購入等を行った場合、世帯数による限度額の範囲内で2分の1の補助金を助成する。	①自主防災組織活動助成金 12自主防災組織の防災活動、防災体制の支援を行うため、助成金を交付する。 均等割り （50,000円） +世帯割（世帯×40円）	①助成金均等割額 10,000円×59自主防災組織世帯割額 50円×9,800世帯 メイン会場加算額 15,000円×8箇所 ②補助金 防災資機材の購入等、限度額の範囲内で3分の2の補助を行う。	①自主防災組織設立時器材支給 ②既設自主防災組織への活動費助成	①自主防災組織新設組織助成 新たに自主防災組織を編成した場合の助成をする。（上限30,000円） ②自主防災組織器材整備助成 器材整備に係る実費を助成する。（上限100,000円） ③自主防災組織研修助成 研修に係るバス借上料を助成する。（上限30,000円）
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町													
事業の内容	①自主防災組織編成時助成物品 新たに自主防災組織を編成した場合の助成金を現物配付する。 ②市自主防災組織連絡協議会活動用消耗品 連絡協議会役員・理事活動用装備品（上下服・帽子） 防災専門員活動用装備品（ジャンパー、半袖作業服、アポロキャップ、ヘルメット） 事務用品消耗品 ③自主防災組織訓練指導業務委託（社団法人 相模原市防災協会） 自主防災組織が実施する防災訓練に係る資機材搬送、訓練指導、リーダー研修準備等を委託。 ④自主防災組織災害活動用機材セット（発電機、投光器、チェーンソー、災害救助工具セット） 自主防災組織が災害時に活用できる比較的大型の救助機材を市立小・中学校の避難所倉庫に整備する。 ⑤訓練指導用機材セット 自主防災組織への訓練用指導機材として、チェーンソーを消防署々へ配置する。 ⑥自主防災組織活動助成金 防災訓練、啓発活動及び防災資機材の購入等を行った場合、世帯数による限度額の範囲内で2分の1の補助金を助成する。	①自主防災組織活動助成金 12自主防災組織の防災活動、防災体制の支援を行うため、助成金を交付する。 均等割り （50,000円） +世帯割（世帯×40円）	①助成金均等割額 10,000円×59自主防災組織世帯割額 50円×9,800世帯 メイン会場加算額 15,000円×8箇所 ②補助金 防災資機材の購入等、限度額の範囲内で3分の2の補助を行う。	①自主防災組織設立時器材支給 ②既設自主防災組織への活動費助成	①自主防災組織新設組織助成 新たに自主防災組織を編成した場合の助成をする。（上限30,000円） ②自主防災組織器材整備助成 器材整備に係る実費を助成する。（上限100,000円） ③自主防災組織研修助成 研修に係るバス借上料を助成する。（上限30,000円）															
検討を要する事項等	・支援方法の相違。																			

課名	事務事業名	内 容						
消防本部 防災課	防災行政用同報無線戸別受信機設置事業	事業概要	災害時の情報伝達体制を強化するため、防災行政用同報無線の一環として、避難所となる小・中学校に戸別受信機を計画的に設置する。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
		平成15年度の事業の内容	設置個所 7 箇所 (橋本小ほか6校)	該当なし	該当なし	該当なし	・防災行政無線同報系の維持管理。 ・防災行政無線移動系の維持管理。 ・防災行政無線親局及び中継局	
		平成14年度の事業の概要(実績)	設置個所 12 箇所 (弥栄中ほか11校)	該当なし	該当なし	該当なし	上記と同じ	
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> 電波の届く範囲の再検討(中継局等)及びメーカー等の相違による保守対応の調整。 屋外拡声機設置地域と戸別受信機設置地域のサービスの質の相違。 							
消防本部 防災課	防災情報用施設維持管理費	事業概要	防災情報用施設の維持管理を図るとともに、災害時の情報伝達体制を改善するため防災行政用同報無線の難聴地域へ子局を増設する。また、補完的機能としてテレホンサービスを開始するもの。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
		事業の内容	①防災行政用同報無線の維持管理 ②防災行政用移動無線の維持管理 ③気象情報等の災害情報取得のための経費、防災用携帯電話料 ④同報無線子局の増設、テレホンサービスの開始(H15)	①防災行政無線(固定系:親局1局、子局46局 移動局:基地局1局、移動局48局)の保守点検、免許の更新、修繕等を行う。 ②平成4年度に実施した防災行政無線音響調査で確認された難聴地域解消のため、平成7年度より計画的に屋外受信施設の増設を図る。	①防災行政用固定系無線の維持管理 ②防災行政用移動系無線の維持管理	①防災行政用同報無線の維持管理 ②防災行政用移動無線の維持管理	①防災行政無線同報系の維持管理 ②防災行政無線移動系の維持管理 ③防災行政無線親局及び中継局の維持管理	
		検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報用施設の相違。 情報伝達体制等の相違。 					

課名	事務事業名	内 容						
消防本部防災課	防災備蓄倉庫整備事業	事業概要	災害時に必要となる食料、防災資機材等を集中備蓄する一般防災倉庫等を設置する。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
		備蓄倉庫の設置数	109箇所	21箇所	13箇所	5箇所	17箇所	
		検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・設置している倉庫の種類（一般・広域・避難所）、目的、規模等などの相違。 ・地域防災計画上の位置付けや地形、地域の実情についての調整。 					
消防本部警防課	消防活動費	事業概要	消防活動に必要な資機材を整備し、常備消防の充実を図る。					
		事業比較	区 分	相模原市		津久井郡広域行政組合		
		消防車両数	消防ポンプ車：19台 はしご車：4台 化学車：2台 救助工作車：3台 救急車（高規格）：14台 その他の特殊車：7台 その他の車両：57台 合計：106台	消防ポンプ車：7台 はしご車：1台 化学車：1台 救助工作車：1台 救急車（高規格以外を含む）：5台 その他の特殊車：6台 その他の車両：10台 合計：31台				
		検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対応する初期活動時間（相模原市5分、津久井郡8分）等の相違。 					

課名	事務事業名	内 容			
消防本部 警防課	救急活動費	事業概要	日常的な救急業務を円滑に推進するための体制整備。		
		事業比較	区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合
			事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の医療機関医師による救急業務に対する検討会 ・救急活動に必要な救急業務用品の購入 ・救急安心カードの配布 ・業務作業等の委託 ・実働救急車 11台 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急活動に必要な救急業務用品の購入 ・救急隊白衣等クリーニング委託 ・事務作業の委託 ・実働救急車 4台
検討を要する事項等	・救急活動における現場到着所要時間（相模原市5分、津久井郡8分）の相違。				
消防本部 指令課	通信施設維持管理費	事業概要	災害対応の迅速化及び各種事務処理の効率化を図るため、消防情報管理システム及び消防通信施設の適正な維持管理を行う。		
		事業比較	区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合
			消防情報管理システム	指令システムとして消防緊急情報システムを運用し、発信地表示システムを活用した災害通報の受け付け及び車両動態及び位置管理による出動部隊の選別により出動指令を発している。OAシステムとして火災予防システム、警防統計システム、防災緊急情報システム及び事務管理システムを運用し、各種事務処理を実施している。	指令システムとして消防緊急情報システムを運用し、災害通報の受け付け及び車両動態システムによる出動部隊の選別により出動指令を発している。OAシステムとして、警防統計システムにより火災・救急・救助事務を実施している。
消防通信施設	無線通信は、消防市波2波、県波1波、全国波3波、救急波2波、署活波3波を運用している。また、市南部地区の無線不感地域対策として、相模大野地区に前進基地局を設置している。	無線通信は、市町村波1波、県波1波、全国波3波。また、無線不感地域対策として、城山・藤野分署、青根出張所、中央道小仏トンネルに前進基地局を設置している。			
検討を要する事項等	・消防情報管理システムの調整。				